

ジャンル	子ども・教育	日本語学習	医療・福祉	労働	災害対策	意識啓発 地域づくり	推進体制の 整備	その他
事業名	おうみの多文化共生地域づくり推進事業 ～住居関連多言語資料の作成～							
団体名	(財)滋賀県国際協会							

***** 事業のポイント *****

外国人が住宅を探すことについては、日本特有の住宅制度や入居拒否などがあり、困難を伴う場合がある。また、南米出身者を中心とする滋賀県内に多数を占める外国人労働者の多くは業務請負会社に雇用されており、解雇に伴って寮を出ることになり住む場所を失うことも少なくない。安定した住居の獲得は、外国籍住民にとって生活の安定につながることから大変重要である。安定した生活基盤の確保には、外国人への住居の供給の促進が欠かせないことから、外国籍住民が住居探しの際に言葉や制度の壁が低くなるよう「民間賃貸住宅Q&A」を作成し、外国人自らが通訳が居なくても住居探しの活動ができるようサポートすることや、不動産業者や大家が外国人顧客に対面した際に日本人同様に対応できるよう日本語併記の冊子を作成し、広く周知した。なお、この冊子には多言語の用語一覧もあり現場での活用がよりしやすい工夫をした。

助成年度 区分	平成19年度 地域国際化施策支援特別対策事業	事業総額	457千円
------------	------------------------	------	-------

事業の内容、成果等

【事業内容】

平成18年度から県内の外国籍住民を支援する団体や留学生の窓口となり住宅支援を行う県内の大学等の連絡会議、および不動産業者等と一緒に、外国籍住民と留学生の住宅支援についての会議をもった。

これは、彼らの住居確保の円滑化のために関係団体が協力することを目的として設けられた会議で、NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターに準じるセンターの設置を理想的なイメージとし、滋賀県で取り組むことはできないかという思いで開催されたものであった。しかし、滋賀県では人材やノウハウ、受け皿となる多言語に対応する団体等はなく、意見交換でおわった。

住宅支援の会議メンバー

- ・ (財) 滋賀県国際協会
- ・ 滋賀県留学生推進会議
- ・ 滋賀県国際交流推進協議会
(事務局：当協会)
- ・ (社) 滋賀県地建物取引業協会
- ・ (社) 全日本不動産協会滋賀県本部
- ・ 滋賀県土木部住宅課
- ・ NPO 1 団体 (住宅支援予定団体)

しかしながら、当協会としても何か具体的な外国籍住民及び留学生の支援となることはないか、彼らの住居確保を円滑にするためにできることはないかと協会内で検討し、その結果、センターの設置は人的な面や予算的に難しいが、言葉の壁を少しでも低くし広く住居紹介のやりとりの際に活用でき、通訳を介さなくても外国籍住民が住宅を探すことがスムーズになるよう多言語の補助冊子を作ることになった。

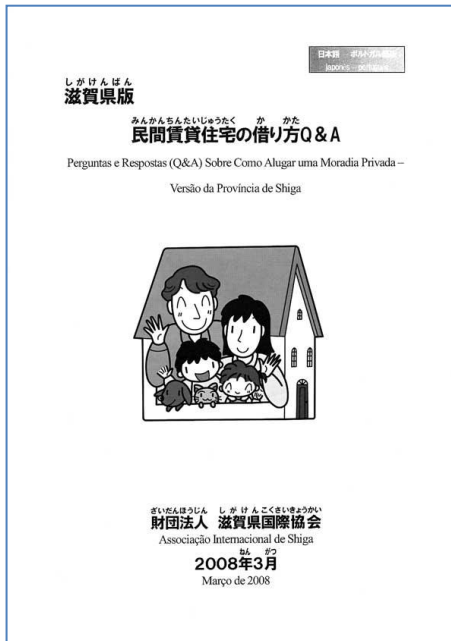
冊子の内容は、神奈川県で実際に外国籍住民の住居支援をしている「NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター」で作成されていた資料を承諾いただき滋賀県用に改訂し、翻訳・印刷することとした。

【事業の成果】

多言語冊子は、ともすれば印刷、配布で終了してしまうことが多々ある。特に自治体の担当課や地域の国際交流協会、外国籍住民支援団体には周知等ができて、通常業務であり交流のない業界とはつながりにくく、一番に多言語冊子を活用いただきたいところへの周知が十分でないケースが多い。

しかし、今回の多言語冊子の作成は、前年度から「外国籍住民や留学生への円滑な住居支援」という一つの目的に関係者が意見交換、検討を行った結果としての事業であったため、大学の留学生担当課や不動産業界関連の団体である宅地建物取引業協会で活用していただけることとなった。

特に、(社)滋賀県宅地建物取引業協会は県内の主要な不動産業者との伝達ツールが直接あり、すぐさま多くの冊子の活用を申し出てくださり、各不動産会社へ配布くださった。当協会で印刷残数がなくなるほどであり、その後に必要な印刷については、(社)滋賀県宅地建物取引業協会に負担いただくまでになり、冊子作成の前段階で、関係業者、団体を含む関係者との事前の調整が、冊子活用の効果を上げることになった。



【滋賀県版民間賃貸住宅の借り方Q&A】

言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンゲル
(全て日本語ルビ打ち併記)

内容：

1. 住宅の借り方
2. 不動産店に行く前の準備
3. 契約書で確認すること
4. 住み方のルール
5. 敷金精算のトラブル
6. その他のQ&A
7. 相談窓口

単語帳 1 (不動産店での会話) 一覧